



広報かながわ 広域連合

編集・発行
神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-1
ヨコハマポートサイドビル9階
☎045(440)6700 ファクス045(441)1500
<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>

あなたは
詐欺を見破る
自信が
ありますか？



“私は大丈夫”
その過信が
一番の
落とし穴!!

高齢者を狙う「振り込め詐欺」の被害が後を絶ちません！

●還付金等詐欺が急増しています！

市町村や社会保険事務所、広域連合を名乗り、医療費や税金の還付等に必要手続きを装って、被害者にATMを操作させ、口座間の送金により現金をだまし取る手口

……「ATMに着いたら電話して」といわれたら 詐欺！

医療費等の還付は、
本人の申請が必要であり、
ATMで戻ることは
ありません。

●現金を直接取りに来る手口が増えています！

息子や孫を名乗って、現金を要求し、同僚や友人を装った犯人が自宅や指定場所に現金を受け取りに来る手口

……電話でお金の話が出たら 詐欺！

知らない人には
絶対にお金を
渡さないこと。



不審な電話があったら、110番もしくは最寄りの警察署に連絡してください!!

健康診査を受診しましょう

後期高齢者医療制度にご加入の方を対象に、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見するための健康診査を、お住まいの市町村が実施しています。

年に1回、ぜひ受診してください。

- ◆基本的な健診項目は74歳までの特定健診と同じです(腹囲測定は除きます)。
- ◆受診するための手続きは、市町村によって異なります。
詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

広域連合の議会から

- ◆ 名称 平成24年第2回定例会
- ◆ 開催日 平成24年8月30日(木)
- ◆ 主な議案 ● 平成23年度決算(一般会計・特別会計)

◆ その他の議案

- 神奈川県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定
- 平成24年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) ほか



議会審議の様子

▶ 詳細は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局まで、お問い合わせください。

こんな質問がありました

質問 短期証を発行した理由について伺います。

答え 保険料を滞納している被保険者の方との納付相談の機会の確保や、生活実態を把握することを目的に、被保険者証の更新に合わせ、短期証を発行いたしました。なお、短期証は、有効期限が6か月間と一般の被保険者証より短いことに違いがあるだけで、医療機関を受診した際の一部負担金の支払方法に違いはございません。

質問 他の広域連合における財政調整基金の設置状況及びどのような使われ方をしているか伺います。

答え 平成24年3月現在、全国で24の広域連合が財政調整基金を設置しております。東京都や千葉県などでは、市町村負担金の軽減を図るための取り崩しを定期的に行っております。また、群馬県、栃木県、茨城県などでは、毎年、積み立てを行っておりますが、これまでに取り崩しの実績はないと伺っております。

質問 保険料と給付のバランスについての考え方は、難しい点があると思いますが、葬祭費の必要性について、どのように考えているのか伺います。

答え 葬祭費は、高齢者の医療の確保に関する法律第86条に基づき、本広域連合の条例の定めるところにより支給しております。また、支給額の5万円につきましては、県内市町村国民健康保険等の支給基準を勘案し決定しております。他の医療保険におきましても同様の制度がございますように、保険者の機能として広く社会的に認知されているものと考えております。

質問 平成23年度決算及び22年度からの2年間の財政運営期間における財政運営について、広域連合として、どのように評価されているのか伺います。

答え 特別会計の歳出の大半を医療費の支払いである療養給付費等が占めており、平成23年度決算額は、6,225億円となっております。予算現額に対する執行率は99.1パーセントであり、大きな乖離はなかったものと考えております。2年間の財政運営期間におきましても、療養給付費等の見込額1兆2,092億円に対して、実績は1兆2,047億円で、執行率は99.6パーセントとなっております。また、被保険者の方々の保険料をはじめ、国・県・市町村の負担金や支払基金からの現役世代の支援金など、着実な歳入確保にも努めてまいりました。結果といたしまして、平成23年度及び2年間の財政運営期間におきまして、円滑かつ安定的な財政運営が確保できたものと考えております。

次の議会は、平成25年3月の予定です。

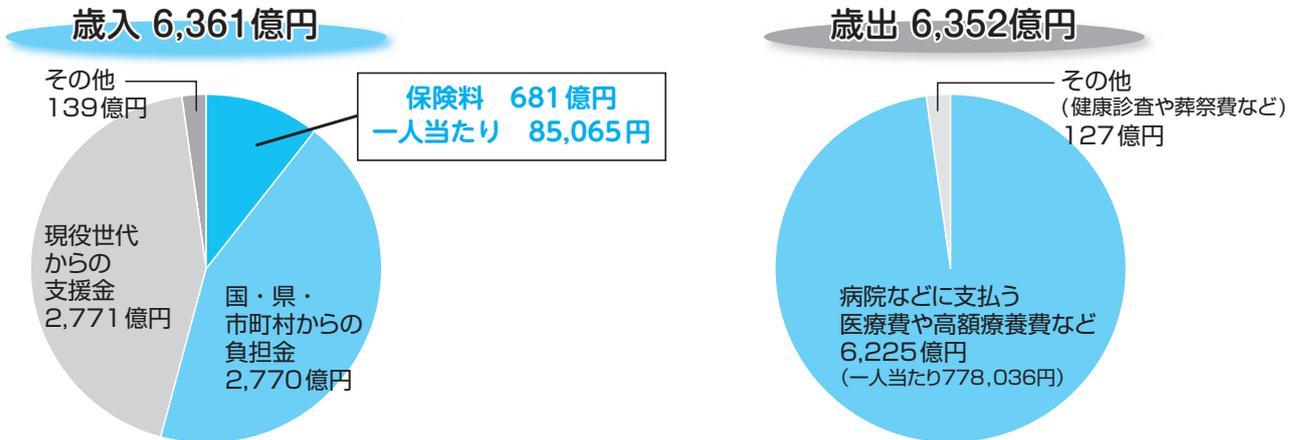
平成23年度決算について

詳しい状況については、神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載しています。
(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)

I 神奈川県後期高齢者医療制度の財政状況について

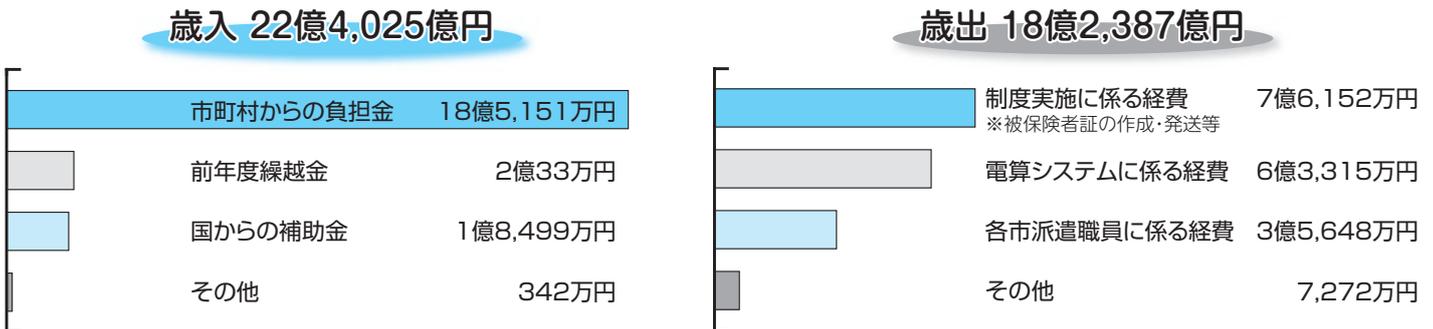
平成23年度に、被保険者の皆様が医療機関などにかかった際に、後期高齢者医療制度から支払われた額など歳出の総額は6,352億円でした。

その財源は、皆様からの保険料と、国・県・市町村からの負担金、現役世代からの支援金となっています。



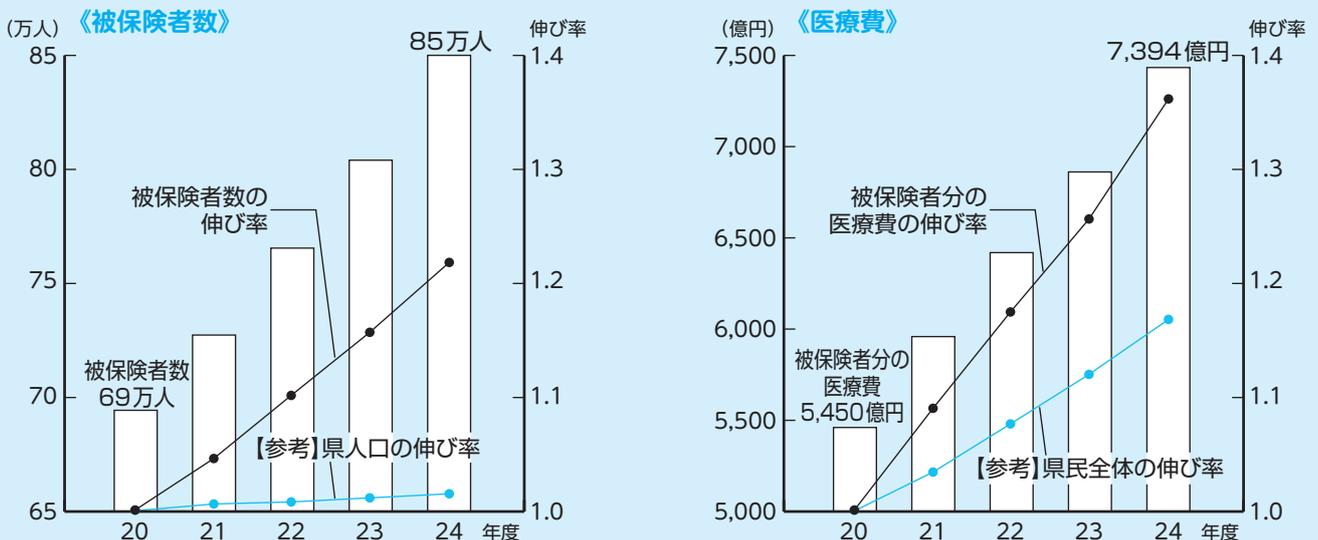
II 広域連合の事務運営経費について

広域連合の運営に伴う事務経費(一般会計)は、主に県内市町村からの負担金などで賅われています。



被保険者数と医療費の動向

県全体の人口や医療費の伸びに対して、高齢者の人口と医療費の伸び率が高い傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予測されます。



※伸び率については、それぞれ20年度を1とした場合の伸び率を示しています。また、医療費の県民全体の伸び率は神奈川県医療費適正化計画より算出しました。

確定申告で医療費控除を受ける場合の「高額療養費」等の取り扱いについて

確定申告で医療費控除を受けるために申告する場合、「高額療養費」「高額介護合算療養費」「療養費」「移送費」の給付金については、医療費の補てんを目的とした給付金のため、『保険金などで補てんされる金額』となります。

これらの給付金は、医療費控除の対象になる医療費から差し引いて申告してください。

医療費控除額の計算式

保険金などの補てん分

- (1) 高額療養費、高額介護合算療養費、療養費、移送費 等
- (2) 民間の生命保険や損害保険から支払われる「医療保険金」「入院費給付金」「傷害費用保険金」等

※ただし、所得の合計額が200万円までの方は、所得の合計の5%の金額を差し引きます。

その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費の総額

保険金などで補てんされる金額

− 10万円※ = 医療費控除額

【医療費控除の対象に含まれる医療費の一例】

- ◆ 保険証を使って受ける診療（いわゆる「保険診療」）
- ◆ 医師による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用
 - ・ 医師による診療等を受けるための通院費・医師等の送迎費
 - ・ 入院時に病院から提供される食事の費用（食事代）
- ◆ 治療又は療養に必要な医薬品の購入費用 など

◎確定申告書の作成やご不明な点につきましては、**最寄りの税務署**におたずねください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）をご存じですか

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が終了した後に製造・販売される薬で、新薬と同じ有効成分を持っています。

安価で経済的です

新薬に比べて安価です。医療費負担の軽減になるだけでなく、保険財政の改善にもつながります。

効き目や安全性は、新薬と同等です

検査で新薬と同等の効き目や安全性が確認されています。

欧米では広く普及しています

アメリカやイギリス、ドイツなどの国々では、ジェネリック医薬品の普及率が5割を超えていますが、わが国では2割程度です。

※保険証と一緒に送りしているジェネリック医薬品希望カードは、「ジェネリック医薬品を希望する・相談したい」といった意思表示のカードです。医療機関の窓口で提示して、ご相談ください。



よくある質問コーナー

質問 1

保険料は個人単位で算定するのに、保険料の軽減は世帯主の所得も含めて世帯単位で判定するのはなぜですか。

答え 1

所得の少ない方に対する世帯単位の所得による軽減判定は、介護保険や国民健康保険制度と同様に、世帯全体の経済力に基づいて判定を行うこととされており、法令で「被保険者及びその世帯の世帯主」の所得が一定額以下の場合に適用するものと規定があります。これに基づき条例においても規定しています。

質問 2

保険料の限度額は、なぜ55万円に引き上げられたのですか。

答え 2

後期高齢者医療保険料の賦課限度額は、制度施行時から50万円に設定され、据え置かれてきました。一方、制度創設時に参考とした国民健康保険料(税)の賦課限度額(介護分除く)は、平成20年度の59万円から10%引き上げられ、平成23年度は65万円となっています。医療給付費の伸び等によって、保険料負担が増大する中、中低所得者層の保険料負担の軽減を図るため、また、国民健康保険とのバランスを考慮し、後期高齢者医療保険料の賦課限度額について、平成24年度から10%引き上げ、55万円とする政令改正が行われました。これに基づき賦課限度額の引き上げを行いました。

質問 3

65歳～74歳で一定の障がいがある場合、後期高齢者医療制度に加入するかどうか選択できると聞きましたが。

答え 3

65歳～74歳の方で、一定の障がいの状態にあると広域連合の認定を受けた場合には、後期高齢者医療制度に加入することができます。加入を希望される場合には、国民年金証書、各種手帳(身体障害者、精神障害者保健福祉、療育)または医師の診断書など障がいの程度がわかるものを持って、お住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口にて手続きを行ってください。

[一定の障がいの状態とは]

種別	障がいの程度
障害基礎年金	1級、2級
身体障害者手帳	1級、2級、3級 4級のうち、次のいずれかに該当する方 ・音声機能または言語機能の障がい ・両下肢のすべての指を欠くもの ・一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの ・一下肢の機能の著しい障がい
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級
療育手帳	A1、A2

なお、お持ちいただいた診断書等の内容によっては、制度に該当するかの判定にある程度の期間を要することがありますので、お手数ですが、届出の前にお住まいの市区町村後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

質問 4

保険証に臓器提供に関する意思表示欄が設けられているのはなぜですか。また、保険証の臓器提供に関する意思表示欄は必ず記入しなければならないのですか。

答え 4

臓器の移植に関する法律が改正され、移植医療への理解を深めていただくことができるよう、全ての保険証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられました。

この「臓器提供に関する意思表示欄」に記入するかしないかは、ご本人の判断によるものであり、義務付けられているものではありません。また、意思表示をしてもしなくても、受けられる医療の内容に違いが生じることはありません。

なお、臓器提供に関する意思表示を、他の人に知られたくない場合にお使いいただける「意思表示欄保護シール」(一度はがすと再貼付不可)を保険証と併せて送付しておりますのでご利用ください。

年齢を重ねても、元気に楽しく過ごせるように、自治体ごとに様々な健康増進事業が行われており、各地で行われている体操には、ご当地の特徴を活かした楽しい動きがたくさん取り入れられています。

今回は、「海」に関する動きを多く取り入れ、ストレッチから筋力トレーニング、有酸素運動まで効率的に行えるという、茅ヶ崎市の「みんなで！ちがさき体操」について紹介します。イラストを参考に、体調に合わせて無理をせず身体を動かしてみてください。

ちがさき体操とは

高齢者の方をはじめ、幅広い年齢層の方が、楽しみながら気軽に身体を動かして体力づくりができるようにと、平成18年に誕生した体操です。主に、茅ヶ崎市の介護予防事業の一環である「転倒予防教室」で行われています。

体操の動きと動きの間には足踏みをするので、約10分間身体を動かし続けます。一見するとハードな運動に見えますが、その日の体調や個人の体力に合わせて運動強度を変えられるので、無理なく楽しむことができます。

また、大勢で集まって行うため、地域のコミュニケーションの場としても利用されています。

①タンDEM歩行

両手を横に伸ばし、片足のかかとをもう片方の足のつま先につけるようにしながら一直線に歩きます。前に何歩か進んだら、後ろにも進んでみましょう。



座って
行う場合



②舟こぎ

足を前後に開き、舟をこぐように両腕を前から後ろへ向かって引きます。



座って
行う場合



③投げつり

片足を前に出し、肩から両手を大きく振りかぶって、釣り糸を遠くまで投げるように、振り下ろします。



座って
行う場合



体操を行ううえでの 注意事項

- 始める前に、ストレッチを念入りに行いましょう。
- その日の体調に合わせて、動きの大きさや早さを調節しましょう。
- ちがさき体操は椅子に座りながら行うこともできます。その際には、椅子に深く腰掛け、イラストと同じ動きをしましょう。

茅ヶ崎市香川公民館で行われた「転倒予防教室」でのちがさき体操を取材させていただきました。参加されている方にお話を伺うと、「身体がよく動くようになって、元気になりました」「とても馴染みやすい雰囲気、掛け声が自然に出るんですよ」と、皆さんとても楽しそうに参加されていました。

転倒予防教室は、茅ヶ崎市在住の65歳以上の方にご参加いただける教室です。ちがさき体操に関しては、茅ヶ崎市外在住の方でもDVDやCDにダビングしたものをお渡しすることができますので、ご興味のある方は茅ヶ崎市役所へお問い合わせください。



インストラクターお勧めの「タンデム歩行」。皆さんいきいきと熱心に取り組まれました。

「みんなで！ちがさき体操」や「転倒予防教室」についてのお問い合わせ先

茅ヶ崎市役所 保健福祉部 高齢福祉介護課 地域支援担当
☎0467-82-1111（代表） ファクス0467-82-1435

モニター懇談会を開催しました

6月4日、11月15日に、平成24年度モニター懇談会を、かながわ県民センターで開催しました。

懇談会では、広域連合事務局から、制度見直しの進捗状況や平成24・25年度の保険料についてなどをご説明し、参加された皆様から、質疑やご意見をいただきました。

詳しい状況については、神奈川県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載しています。（<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>）



懇談会の様子

当日の主なご意見(6月4日開催の懇談会より)

保険料について

- 算定方法については、所得の低い人は保険料の負担が軽減されるように工夫されていると思いました。
- 同じ日本でありながら、都道府県によって保険料に差があるのはどうかと思います。均等にしてもらうことはできないのでしょうか。

医療費抑制、健康診査について

- 神奈川県下で、健康診査の周知方法が異なるのはおかしいと思います。
- 被保険者も医療費の上昇を抑えるための努力をしなければいけないし、広域連合でも健康増進についての具体的なパンフレットを作るなどの取り組みをしてほしいと思います。

その他 制度全般について

- 関係者がさまざまな提案をしているが、制度を変更しすぎだと思えます。
- 消費税をしても、制度の維持は難しい。保険医療のシステム自体を変えなければならないと思えます。

◆登録モニター募集中◆

広域連合では、登録モニターを募集しています。
ご興味のある方は、下記連絡先までお気軽にご連絡ください。
連絡先：神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
総務課 モニター担当
☎045-440-6701 ファクス045-441-1500

登録モニター制度とは

広域連合では、事前にご登録いただいたモニターの方々に、アンケート調査や懇談会を通じて、ご意見や提案等をいただき、後期高齢者医療制度の運営の改善等に活用しています。

教えて 元気の秘けつ

中郡大磯町在住

間宮 栄子さん (76歳)



10年ほど前から、ヨガ教室に通っています。近所で、歳が近いお友達と4~5人ほどで集まって、週1回、1時間半ほど身体を動かしています。もともとは水泳教室のウォーキングに通っていたんですけど、それが無くなってしまったときに、お友達に誘ってもらいました。ヨガを始めてから、身体が柔らかく、軽くなりました。年齢より若いと言われることが多いです。いまだに膝が痛いとかは感じたことがありません。

月に1回、歌を歌うためのコーラスにも参加しています。コーラスと言っても、準備運動に使う時間がとても長いです。先生の、「身体をほぐしてから歌うと上手に歌える」という教えのもと、体操のような動きで、頭のとっぺんから足の先まで動かして、身体を柔らかくします。毎回、その季節に合った歌を歌っています。

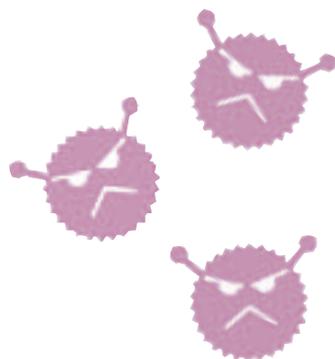
色々な集まりに参加すれば仲間ができ、一緒に活動するのは楽しいです。家の中に閉じこもっているよりは、積極的に外へ出て行って、仲間とお話したり体操したりすることが、自分にとっては良いのではないかと考えています。元気が一番だから、身体を動かさないと。積極的に自分から外へ出て行くということが大切だと思います。

—ノロウイルスに気をつけましょう— 長寿豆知識 **その8**

毎年冬から春にかけて、ノロウイルス感染を原因とするおう吐・下痢症が流行します。特に子ども達や高齢者には簡単に感染して発病することがありますので、注意が必要です。

主な症状は、おう吐・下痢、腹痛ですが、発熱する場合があります。感染経路は、人から人への感染、汚染された水や食品からの感染があります。感染者のおう吐物や便を触った手からや、おう吐物の飛沫から感染する場合があります。ワクチンや抗生物質など効果的な治療方法はありませんが、乳幼児や高齢者などの抵抗力の弱い方が感染すると重症化することがありますので、早めに医療機関を受診することが大切です。

予防としては、①トイレに行った後、帰宅時、食事前、調理の前後などには流水・石鹸による手洗いをする、②貝類をその内臓を含んだまま調理する時には、十分に加熱し、調理したまな板や包丁はすぐに熱湯消毒すること、などが重要です。



神奈川県後期高齢者医療広域連合産業医 水野 哲宏

広告募集中!

神奈川県後期高齢者医療広域連合ではホームページ上での広告を募集しています。掲載に関する規程など詳細は当ホームページ(<http://www.union.kanagawa.lg.jp/>)「バナー広告募集中」を参照してください。